



金沢市公報

第2569号

平成19年(2007年)11月1日
 〒920-8577
 金沢市広坂1丁目1番1号
 発行所 金沢市役所
 (題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定について (障害福祉課)	1
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定の辞退について ()	2
○障害者自立支援法の規定に基づく指定自立支援医療機関として担当すべき医療の種類の設定について ()	3
● 公 告	
○予防接種を行うことについて(2件) (駅西福祉健康センター)	3
○土地区画整理組合の定款の変更の認可について (区画整理課)	5
○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可について ()	5
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧について ()	5
○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定の廃止について (建築指導課)	5
○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)	6

● 教育委員会告示	
○昭和56年教育委員会告示第5号(金沢市立小 学校児童通学区域)の一部改正について (教育総務課)	6
○平成20年度金沢市立工業高等学校本科第1部 (全日制)の課程の第1学年入学者募集要項 (市立工業高等学校)	6
● 消防局公告	
○消防車のサイレンの使用について(警 防 課)	10
● 公営企業告示	
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水 の処理の開始について (建 設 課)	10
● 公営企業公告	
○指定給水装置工事業者の指定について (企業総務課)	11
○指定給水装置工事業者の給水装置工事の事 業の廃止について ()	11
○下水道排水設備工事業者の指定について ()	11
○下水道排水設備工事業者の指定の取消しにつ いて ()	11

告 示

●金沢市告示第256号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則(平成8年規則第63号)第2条の規定により告示します。

平成19年11月1日

金沢市長 山 出 保

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	指定年月日
国家公務員共済組合連合会 北陸病院	金沢市泉が丘2丁目13番43号	内科	真田 治人	平成19年10月1日
石川勤労者医療協会 城北病院	金沢市京町20番3号	内科	岩田 竹矢	平成19年10月1日
石川勤労者医療協会 城北病院	金沢市京町20番3号	内科	岩井里枝子	平成19年10月1日
石川勤労者医療協会 城北病院	金沢市京町20番3号	内科	関谷奈津子	平成19年10月1日

石川勤労者医療協会 城北病院	金沢市京町20番3号	外科	三上 和久	平成19年10月1日
石川勤労者医療協会 城北病院	金沢市京町20番3号	内科	三上真理子	平成19年10月1日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	外科	黒川 勝	平成19年10月1日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	外科	石黒 要	平成19年10月1日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	外科	小竹 優範	平成19年10月1日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	外科	角谷 慎一	平成19年10月1日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	神経内科	柳瀬 大亮	平成19年10月1日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	内科	白倉 幹哉	平成19年10月1日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	小児科	西尾 夏人	平成19年10月1日
独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	泌尿器科	武田 匡史	平成19年10月1日
独立行政法人国立病院機構 医王病院	金沢市岩出町ニ73番地	神経内科	小竹 泰子	平成19年10月1日
独立行政法人国立病院機構 医王病院	金沢市岩出町ニ73番地	神経内科	鳥 啓介	平成19年10月1日
独立行政法人国立病院機構 医王病院	金沢市岩出町ニ73番地	神経内科	篠原もえ子	平成19年10月1日
社会福祉法人石川整肢学園 金沢こども医療福祉センター	金沢市吉原町口6番地2	小児科	井幕 充彦	平成19年10月1日
金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地	外科	宮下 知治	平成19年10月1日
医療法人社団扇翔会 南ヶ丘病院	金沢市馬替2丁目125番地	内科	瀬澤 英幸	平成19年10月1日
石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町ニ13番地6	消化器科	代田 幸博	平成19年10月1日
石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町ニ13番地6	内科	古川 健治	平成19年10月1日
石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町ニ13番地6	眼科	大倉 陽子	平成19年10月1日
石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町ニ13番地6	外科	早稲田龍一	平成19年10月1日
石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町ニ13番地6	泌尿器科	徳永 亨介	平成19年10月1日
石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町ニ13番地6	整形外科	小林 忠美	平成19年10月1日
石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町ニ13番地6	整形外科	西村 立也	平成19年10月1日
国立大学法人 金沢大学医学部附属病院	金沢市宝町13番1号	耳鼻咽喉科	波多野 都	平成19年10月1日
金沢市立病院	金沢市平和町3丁目7番3号	内科	米島 博嗣	平成19年10月1日
金沢市立病院	金沢市平和町3丁目7番3号	内科	市川由加里	平成19年10月1日
金沢市立病院	金沢市平和町3丁目7番3号	小児科	前馬 秀昭	平成19年10月1日
金沢市立病院	金沢市平和町3丁目7番3号	整形外科	上原 健治	平成19年10月1日
医療法人社団浅ノ川 浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地	麻酔科 (呼吸器機能障害)	塗谷 榮治	平成19年10月1日

●金沢市告示第257号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次の医師から身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があったので、金沢市身体障害者福祉法施行細則(平成8年規則第63号)第2条の規定により告示します。

平成19年11月1日

金沢市長 山 出 保

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	辞退年月日
近沢医院	金沢市材木町7番10号	内科・泌尿器科	近沢 秀幸	平成19年6月15日

金沢循環器病院	金沢市田中町は16番地	内科	吉田 尚弘	平成19年3月31日
国立大学法人 金沢大学医学部附属病院	金沢市宝町13番1号	眼科	辻屋 壮介	平成19年6月30日
金沢市立病院	金沢市平和町3丁目7番3号	整形外科	南部 浩史	平成19年3月31日

●金沢市告示第258号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更正医療）として次の医療機関の担当すべき医療の種類を指定したので、同法第69条の規定により告示します。

平成19年11月1日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	指 定 年 月 日
金沢市立病院	金沢市平和町3丁目7番3号	金沢市長 山出 保	平成19年10月1日
豎田みらい薬局	金沢市豎田町丙19番地7	瑞兆北陸株式会社 代表取締役 小川維知朗	平成19年10月1日
マツモトキヨシ金沢西口薬局	金沢市木ノ新保1番1号	株式会社マツモトキヨシ 代表取締役社長 松本南海雄	平成19年10月1日
中部薬品 大桑薬局	金沢市大桑第3土地区画整理 事業22街区1番地	中部薬品株式会社 代表取締役 今井 敬司	平成19年10月1日
もりの里はなの木薬局	金沢市田上第5土地区画整理 事業5街区11番地2	株式会社ヘリックスケアファーマ 代表取締役 曾我 清	平成19年10月1日
小立野瑠璃光薬局	金沢市小立野1丁目2番3号	有限会社 瑠璃光 代表取締役 中谷 隆正	平成19年10月1日

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成19年11月1日

金沢市長 山 出 保

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻疹風しん混合 2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者	平成19年11月1日から 平成20年3月31日まで	別表のとおり
ジフテリア2期 (ジフテリア及び 破傷風)	11歳以上13歳未満の者		
日本脳炎1期	生後36月から生後90月に至るまでの間にある者		
日本脳炎2期	9歳以上13歳未満の者		
麻疹 2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		

風 し ん 2 期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
--------------	---	--	--

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別 表

予防接種を行う 医師の氏名	予防接種を行う主たる場所		実施する予防接種の種類
	医療機関名	所在地	
羽柴 厚	羽柴クリニック	金沢市泉野町1丁目19番16号	麻しん風しん混合2期、ジフテリア2期、日本脳炎1期・2期、麻しん2期、風しん2期

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成19年11月1日

金沢市長 山 出 保

1 予防接種の種類

インフルエンザ

2 予防接種の対象者の範囲

- (1) 65歳以上の者
- (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2に規定する者

3 予防接種を行う期間

平成19年10月20日から同年12月31日まで

ただし、平成19年12月21日から同月31日までに65歳になる者及び心臓、じん臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則第2条の2に規定する者のうち平成19年12月21日から同月31日までに60歳になる者については、接種期間の終期を平成20年1月9日とする。

4 予防接種を行う場所

予防接種を行う 医 師 の 氏 名	予防接種を行う主たる場所	
	医療機関名	所在地
村 本 卓 郎	明峰の里診療所	小松市蛭川町西103番地1
田 中 宏 幸	整形外科米澤病院	金沢市京町1-30
高 松 博 幸	NTT西日本金沢病院	金沢市尾張町2丁目16番76号
伊 藤 順 保志場 八千代 山 形 壽 生	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1丁目1番地

5 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められる者
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
- (6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年11月1日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更認可の年月日
金沢市大桑第三土地区画整理組合	平成10年 10月23日から 平成22年 3月31日まで	金沢市大桑町ニ、ホ及びへの全部並びにイ、ハ、ト、チ、リ、西ノ山及び平の各一部	金沢市大桑町リ79番地1	平成10年 10月19日	平成19年 10月24日
金沢市野田土地区画整理組合	平成11年 3月1日から 平成25年 3月31日まで	金沢市野田町イ、ロ、カ、ヨ及び丙並びに大桑町井の全部並びに野田町へ、ト、チ、ル、ワ、タ、レ、ツ、ネ、ナ、ソ、ム、野田山及び大鞍山、野田町、長坂1丁目、長坂2丁目、長坂町丑並びに大桑町ノ、平、西ノ山及び中尾山の各一部	金沢市野田町ワ23番地1	平成11年 3月1日	平成19年 10月24日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年11月1日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施行地区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更認可の年月日
金沢市安原中央土地区画整理組合	平成6年 10月21日から 平成23年 3月31日まで	金沢市福増町北及び南、中屋町東及び西、上安原町、打木町東、みどり1丁目、みどり2丁目並びにみどり3丁目の各一部	金沢市上安原町250番地1	平成6年 10月21日	平成19年 10月18日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するとともに、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

平成19年11月1日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	縦覧場所	縦覧時間
金沢市安原中央土地区画整理組合	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局定住促進部 区画整理課	午前9時から午後6時まで

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を一部廃止したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

平成19年11月1日

金沢市長 山 出 保

一部廃止した道路の位置等

廃止年月日	道 路 の 位 置			
	起 点	終 点	幅員(m)	延長(m)
平成19年10月23日	金沢市有松2丁目570番1先から	金沢市有松2丁目570番1先まで	4.0	25.0

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成19年11月1日

金沢市長 山 出 保

教育委員会告示

●金沢市教育委員会告示第12号

昭和56年教育委員会告示第5号（金沢市立小学校児童通学区域）の一部を次のように改正する。

平成19年11月1日

金沢市教育委員会委員長 小 杉 善 嗣

表浅野町小学校の項及び小坂小学校の項中「ソの部、12部」を「ソ、12、13」に改める。

●金沢市教育委員会告示第13号

平成20年度金沢市立工業高等学校本科第1部（全日制）の課程の第1学年入学者募集要項を次のとおり定めます。

平成19年11月1日

金沢市教育委員会委員長 小 杉 善 嗣

平成20年度金沢市立工業高等学校本科第1部（全日制）の課程の第1学年入学者募集要項

1 本科第1部（全日制）

(1) 出願資格

志願者及び保護者が石川県内（以下「県内」という。）に居住し（入学までに県内に居住する場合を含む。）、かつ、志願者については次のいずれかに該当する者

ア 平成20年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条の規定に該当する者

(2) 募集定員

募集定員は、次のとおりとする。

学 科	募 集 人 員	備 考
機 械 科	80人	学年制・2学期制で、第2学年から機械科はメカニクス・システム、電気情報科は電気・情報通信・情報の各コースに分かれる。
電 気 情 報 科	80人	
建 築 科	40人	
土 木 科	40人	

(3) 出願手続

ア 入学志願者（本科第1部に志願する者をいう。以下同じ。）は、県内にある本校以外の公立の高等学校に併願することができない。ただし、本校の学科出願については、第2志望まで志願することができる。

イ 入学志願者は、所定の入学願書（以下「入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、原則として在学又は出身中学校長（以下「中学校長」という。）を經由して本校校長に提出する。

- ウ 入学検定手数料は、現金をもって納入するものとする。なお、郵送による出願を希望する場合は、簡易書留とし、あて先を明記した返信用封筒（80円切手貼付）を同封し、期間内に必着で出願する。
- エ 県外からの入学志願者及び（1）のイの学校教育法施行規則第63条の規定に該当する者は、入学願書に金沢市教育委員会が発行する入学志願許可書を添えるものとする。
- オ 中学校長は、石川県教育委員会が定める調査書及び成績一覧表を本校校長に提出するものとする。
- (4) 志願変更
- ア 志願の変更
- 入学願書の提出後に、他の公立高等学校又は本校に設置する他の学科に志願を変更しようとする者は、1回に限りその志願を変更することができる。ただし、第2志望のみの変更、追加及び取消しは、認めない。
- イ 志願変更手続
- (ア) 志願変更を希望する者は、志願変更願を中学校長を経由して本校校長に提出し、入学願書及び入学検定手数料（現金）を取り下げ、志願変更証明書の交付を受け、新たに作成した入学願書に当該証明書及び入学検定手数料を添えて、変更先高等学校長に提出する。
- なお、志願変更願を提出した者は、当該志願変更願に記入した変更先高等学校へ必ず出願手続をとらなければならない。
- (イ) 本校に設置する他の学科に志願変更する場合も、（ア）に準じて手続を行うこと。ただし、志願変更証明書に関する手続は、不要とする。
- (ウ) 県外からの入学志願者等で、志願変更に関する手続のうち、中学校長において処理されるべき事項について、志願変更期間内にその処理が困難な場合は、入学志願者において直接志願変更の手続ができるものとする。
- (5) 出願及び志願変更等の期間
- ア 入学願書受付期間
- 平成20年2月20日（水）から同月25日（月）まで
- ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。また、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。
- なお、出願の特例措置については、（11）のエ及びオによるものとする。
- イ 志願者数公表
- 平成20年2月25日（月）午後3時30分に、本校において行う。
- ウ 志願変更期間（入学願書取下げ、変更出願）
- 平成20年2月28日（木）から同年3月3日（月）まで
- ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。
- エ 調査書等の提出期間
- 平成20年3月3日（月）から同月5日（水）まで
- なお、ア、ウ及びエについての毎日の受付時間は午前9時から午後4時までとし、平成20年2月25日（月）及び同年3月3日（月）の受付時間は午前9時から午後3時までとする。
- (6) 入学者の選抜
- 入学者の選抜は、それぞれの学科の特色を配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適性等を評価して、合格者を決定するものとし、次のとおり選抜方針を定める。
- ア 入学者の選抜は、中学校長から送付された調査書その他必要書類及び選抜のための学力検査等の結果を資料として本校校長が行う。
- なお、選抜に当たっては、当初からの入学志願者と志願変更による志願者とは同等に取り扱う。
- イ 調査書等による内申と各教科の学力検査の成績結果との取扱いについては、内申を十分尊重し、両者の相互関係等を考慮して審査することとし、学力検査2日目の検査結果も十分参考にする。
- (7) 調査書
- 調査書は、石川県教育委員会が定める様式により、中学校長がその責任において作成する。
- (8) 自己申告書
- 中学校において、欠席日数が、いずれかの学年で年間30日以上のは、志願者本人の希望により、自己申告書を提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者本人が記載し厳封のうえ、中学校長に提出し、中学校長は調査書等の書類とともに本校校長に提出することとする。

(9) 学力検査

ア 学力検査は、平成20年3月11日（火）及び同月12日（水）の両日、入学志願者の全員について本校において行う。

イ 学力検査1日目には、国語、数学、社会、理科及び外国語（英語「聞くことの検査」を含む。）の5教科の学力検査について実施し、次の日程により行う。

3月11日（火）	9:00～9:50	10:10～11:00	11:20～12:10	13:10～14:00	14:20～15:10
	国 語	数 学	社 会	理 科	英 語

*各教科100点満点

ウ 学力検査2日目には、次の日程により作文を実施する。

3月12日（水）	9:00～9:50
	作 文

(10) 合格者の発表

学科別合格者の発表は、平成20年3月19日（水）正午に、本校内において受検番号の掲示をもって行う。

(11) 通学区域及び県外からの出願

ア 本校の通学区域は、金沢市立工業高等学校の通学区域を定める規則（平成12年教育委員会規則第27号）の定めるところによるものとし、県内全域から出願することができる。

イ 県外からの入学志願者は、金沢市立工業高等学校学則（昭和33年教育委員会告示第2号）第17条第4項に定める入学志願特別事情具申書を平成20年1月11日（金）以降に金沢市教育委員会に提出して入学志願許可を受け、当該入学志願許可書を添えて入学願書受付期間中に本校へ出願手続を終えなければならない。

なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。

ウ 福井県あわら市に在住する生徒で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定によるあわら市教育委員会と石川県加賀市教育委員会との間の事務の委託に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込みのもの又は卒業したものについては、県内からの入学志願者と同様に取り扱う。

エ 転勤による県外からの一家転住その他やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続ができなかった者については、金沢市教育委員会において審査のうえ、特例として出願を認めることがある。

オ エの特例措置による出願をする場合は、関係書類を整え中学校長を経て金沢市教育委員会に申請し、許可を受けた後、その入学志願許可書を添えて、本校へ出願することができるものとする。

なお、その出願期間は、平成20年2月28日（木）から同年3月3日（月）午後3時までとする。ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。

(12) 帰国生徒の出願

ア 中学校に在籍する帰国後3年未満の帰国生徒が出願する場合は、入学願書に海外在住状況説明書を添えて、出願手続を行うものとする。

イ 外国の中学校を卒業見込みの者又は卒業した者が出願する場合は、海外在住状況説明書を添え、県外からの出願の手続に準じて行うものとする。

(13) 学力検査における特別措置

ア 学力検査において特別措置を希望する者は、入学願書出願開始日までに、学力検査に関する特別措置申請書により中学校長を経て本校校長に申請するものとする。

イ 本校校長は、石川県教育委員会と協議のうえ、措置事項について中学校長に通知するものとする。

ウ 特別措置事項については、石川県教育委員会が定める平成20年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項13の（1）の例による。

(14) 推薦入学

次の学科について実施する。

ア 募集人員 102人

学 科	募 集 人 員
機 械 科	33人
電 気 情 報 科	33人
建 築 科	18人
土 木 科	18人

イ 出願資格

推薦入学を志願できる者は、平成20年3月に県内の中学校を卒業見込みの者のうち、次に掲げる要件を満たし、かつ、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。

- (ア) 当該学科を志望する動機及び理由が明白かつ適切であること。
- (イ) 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。
- (ウ) 調査書の各記録が優良であること。
- (エ) 中学校長の推薦を得た者であること。

ウ 出願方法及び出願手続

(ア) 出願は、一人1学科に限る。

(イ) 推薦入学を希望する者（以下「推薦入学志願者」という。）は、所定の推薦入学願書（以下「推薦入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、中学校長を経由して本校校長に提出する。

なお、入学検定手数料の取扱い及び郵送による出願については、(3)のウに定めるところによる。

(ウ) 中学校長は、推薦入学願書、推薦書、志願理由書及び調査書に推薦入学願書送り状を添えて、本校校長に提出するものとする。

なお、成績一覧表は、平成20年3月3日（月）から同月5日（水）までに本校校長に提出すること。

エ 出願期間

出願受付期間は平成20年2月1日（金）及び同月4日（月）とし、期間中の受付時間は午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

オ 面接

(ア) 面接は、平成20年2月8日（金）に推薦入学志願者の全員について、本校において次により行う。

9:00～9:30	9:30～9:45	10:00～
受 付	氏名点呼及び注意事項伝達	面 接

(イ) 面接開始時刻に遅れたときは、本校校長に届け出て、その許可を受けなければ面接を受けることができない。

(ウ) 面接日時に面接を受けなかった場合には、追面接は行わない。

カ 推薦入学者の選抜

(ア) 推薦入学志願者に対しては、教科の学力検査を行わない。

(イ) 本校校長は、中学校長から提出された推薦書、志願理由書及び調査書並びに面接の結果を資料として総合的に判断し、推薦入学合格内定者（以下「合格内定者」という。）を決定する。

キ 合格内定者数の公表及び選考結果の通知

(ア) 平成20年2月15日（金）午前10時に、本校内において学科別合格内定者数を公表する。

(イ) 本校校長は、推薦入学選考結果通知書を作成し、平成20年2月15日（金）に各中学校長に送付する。なお、合格内定者には、合格内定通知書を中学校長を通じて交付する。

ク 合格者の発表

合格の内定を得た者について、平成20年3月19日（水）正午に、本校内において一般入学の合格者とともに発表する。

ケ 選考に漏れた者の取扱い

選考に漏れた生徒の取扱いについては、平成20年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項12の例による。この場合において、入学検定手数料（現金）の取扱いについては、中学校長を通じて返却するものとするが、当該生徒が再度公立高等学校の一般入学に出願しない場合は、本校に当該入学検定手数料を納入するものとする。

る。

(15) その他

ア 詳細については、石川県教育委員会が定める平成20年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項、平成20年度石川県公立高等学校全日制の課程入学志願者取扱要項及び平成20年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項による。

イ 入学願書及び本校の募集要項は、各中学校へ送付する。また、郵送を希望する者は、あて先を明記し、返信用封筒（角形2号）に240円分の切手を貼付したものを同封して、本校へ直接申し込むものとする。

2 入学者募集に関する問い合わせ先

金沢市立工業高等学校（石川県金沢市畝田東1丁目1番地1）

電話（076）267-3101（郵便番号920-0344）

消 防 局 公 告

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成19年11月1日

金沢市消防長 川 村 外 志 夫

場所	金沢市中央消防署管轄区域内
日時	平成19年11月11日 午前9時から午前9時30分まで
場所	金沢市駅西消防署管轄区域内
日時	平成19年11月11日 午前10時から午前10時30分まで
場所	金沢市金石消防署管轄区域内
日時	平成19年11月11日 午前11時から午前11時30分まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第13号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成19年11月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成19年11月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 横枕町の一部
 - (2) 末町及び野田土地区画整理事業地の各一部
 - (3) 千木町、八田町及び北森本町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市浅野本町ホ131番地
名称 城北水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市東力町ハ272番地
名称 西部水質管理センター
 - (3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8

名称 臨海水質管理センター

- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により、平成19年11月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成19年11月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号又は法人名	所在地
494	中田設備	金沢市小坂町西57番地3 K Sハイツ203号

金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第6条の規定により、次の指定給水装置工事事業者から、給水工事の事業を廃止した旨の届出があったので、同規程第9条の規定により公告します。

平成19年11月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号又は法人名	所在地	届出年月日
133	株式会社 マルツ	金沢市橋場町1番4号	平成19年10月11日
333	丸一興産株式会社	金沢市大野町4丁目レの部40番149	平成19年10月17日

金沢市下水道排水設備工事事業者の指定に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により、平成19年11月1日に次の者を下水道排水設備工事事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成19年11月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号又は法人名	所在地
513	中田設備	金沢市小坂町西57番地3 K Sハイツ203号
514	有限会社 山崎住設	石川郡野々市町粟田2丁目177番地の14

金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第10条第1項の規定により、次の者の下水道排水設備工事事業者としての指定を取り消したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成19年11月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号又は法人名	所在地	取消年月日
169	株式会社 マルツ	金沢市橋場町1番4号	平成19年10月11日
234	丸一興産株式会社	金沢市大野町4丁目レの部40番149	平成19年10月17日

平成19年(2007年)11月1日 印刷
平成19年(2007年)11月1日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)